

令和 8 年度

**生涯学習学級
開設の手引き**

**常陸大宮市教育委員会
生涯学習課中央公民館**



1 はじめに

生涯学習学級とは、市民が暮らしの中から課題を見つけ、共に学習をし、教養と生活を高めるとともに、仲間づくりを進めることを通して、住みよい地域づくりを目指すための学習活動の場として、年間を通して開設する学級です。

2 開設の条件

学級の開設には、次の条件が必要です。

- ・学級開設の対象は、市内に居住する概ね10人以上をもって構成するグループ、団体等(以下「グループ等」といいます。)であること。ただし、特定の種目習得を目的としてクラブ活動をする既存のグループ等が当該活動と同一の学習内容で開設する場合を除きます。
- ・自主的な学級運営が可能であるグループ等であること。
- ・年間6時間以上の学習時間を確保すること。また、同一内容の学習回数は、原則年間2回までとし、特定した学習内容に偏らないこと。
- ・同一グループ等での継続しての開設は、3年を限度とする。
- ・他の団体からの活動資金として、補助や助成を受けていないこと。

3 開設期間

令和8年5月から令和9年3月まで

4 開設場所

市内の公共施設等を原則とします。

5 運営経費

学級運営にかかる基本的な経費については、中央公民館が負担します。

- ・講師謝金 : 1回7,000円(1人)と補助員1回3,000円(1人のみ)を中央公民館で負担します。(年間5回まで)
 - ※ 学級生が講師となる場合は、無償となります。
 - ※ 市外の講師には、交通費も支払います。
- ・消耗品代 : 学級運営、学習に要する消耗品は、中央公民館で購入します。
- ・施設使用料 : 有料公共施設を使用する場合は、全額減免となります。
- ・保険料 : 学級の活動に対しての傷害保険は、中央公民館で加入しています。
- ・高速道路料金、駐車場代金、バス借上料 : バスを利用した移動教室にかかる料金は、中央公民館で負担します。

6 学級開設の流れ



(1) グループの編成

・市内に居住するグループ（原則10人以上）を作り、名簿（様式第3号）を作成してください。

※ 既存のグループ等でも可能です。

(2) 学習計画の作成

・学級の名称、年間の学習計画を作成してください。

・学習会は、原則として1回2時間以内（移動教室を除く。）、年間3回以上（開級式、閉級式を含む。）を計画してください。

※ 既存のグループ等で開設する場合は、当該グループ等の活動目的以外の学習内容としてください。

・年間に1回のバスを利用した移動教室の計画が可能です。（バスを利用する場合は、中央公民館で手配します。）

※ 応募団体数が多い場合は、抽選することがあります。



(3) 学級開設の申込み

・学級開設申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、学級生名簿を添付して中央公民館の指定する日までに提出してください。

・申込先は、中央公民館となります。

(4) 学級開設の承認

・中央公民館では、提出された学級開設申込書の内容を精査し、受付後14日以内に学級の開設の可否をグループ等の代表者に通知します。

(5) 学習会の準備

・学級開設が承認されたら、学習計画に沿って学習会開催の準備をしてください。

(6) 学級の運営



- ・学級の運営は、学級生が行います。
- ・学級長，副学級長，書記，（必要に応じて会計，幹事等）の役員を決めてください。
- ・学習内容，講師の選定などは，事前に中央公民館と打合せを行ってください。
- ・学習会に必要な消耗品がある場合は，中央公民館に連絡してください。中央公民館で購入します。

(7) 利用施設等の利用申請

- ・市の公共施設を利用する場合は，事前に施設の空き状況を確認し，学習会の日程を決めて中央公民館に連絡してください。
- ・施設の利用申請（料金の減免が必要な場合は，減免申請を含む。）は，中央公民館で行います。
- ・バスを利用した移動教室を行う場合は，中央公民館と日程，行程等の調整を行ってください。バスは中央公民館で手配します。



(8) 講師の依頼

- ・講師と学習会の日程調整等を行い，日程が決まったら中央公民館に連絡してください。
※講師の派遣申請等が必要な場合は，中央公民館で行います。
- ・学習会終了後，中央公民館から講師に講師謝金の振り込みを行います。
※講師を依頼したことがわかる資料等を1部，中央公民館に提出してください。
※学級生が講師となる場合は，謝金の支払いはできませんので注意してください。



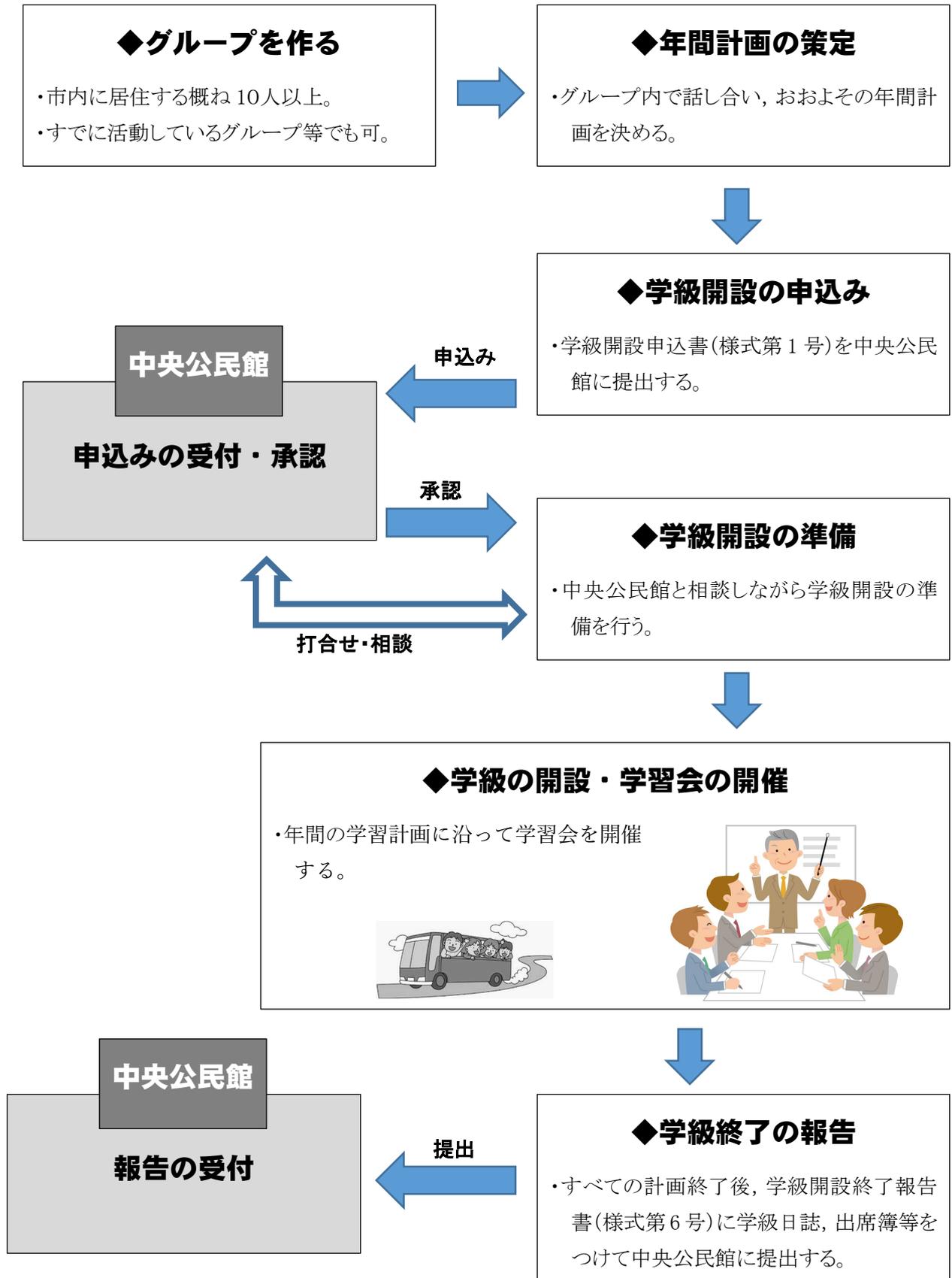
(9) 学習会の開催

- ・学習会開催の通知は，学級生の中で係を決めて行ってください。
（学習会には，中央公民館職員は出席しませんが，開催の連絡は行うようにしてください。）
- ・学習会ごとに学級日誌（様式第4号），学級生の出席簿（様式第5号）をつけるようにしてください。

(10) 学級の開設終了の報告

- ・年間の学習会がすべて終了したら，終了報告書（様式第6号）に学級日誌，出席簿を添付して中央公民館に提出してください。

生涯学習学級開設のイメージ



【記入例】

様式第1号（第3条関係）

学級開設申込書

年 月 日

常陸大宮市中央公民館長 様

(申込代表者)

住 所 常陸大宮市〇〇〇123

氏 名 常陸大宮 太郎

電話番号 (50)1234

常陸大宮市生涯学習学級を開設したいので、下記

学級の名称を自由に決めてください。

すでに団体活動をしている場合は、団体名を記入してください。

今回、生涯学習学級のために作ったグループの場合は、任意のグループとしてください。

特定の趣味、種目等の習得に偏る活動は避けてください。

開設年度	令和8年度	団体名等	・既存の団体 (団体名) ・任意のグループ
学級の名称	● ▲ ◆ ■ 会		
学習目的	(例) 会員の教養や視野を広げるとともに仲間づくりを行うことにより社会生活の向上を目的とする。		
学級の運営方法	学級長、副学級長、書記の役員が主体となり、学級生全体で話し合いながら学習活動を進めていく。		
学級生数	15人	学級生名簿	別紙のとおり(様式)
学級の開設場所	(希望の施設名) ●●地域センター		

主に使用する施設名を記入してください。

(令和8)年度 学習プログラム			
開講時期	学習内容	学習時間	講師等
令和8年5月	開級式	2時間	講師が決まっていな場合は、「未定」と記入してください。
令和8年7月	学習会	2時間	
令和8年9月	移動教室	4時間	
令和8年10月	学習会	2時間	
令和9年2月	閉級式	2時間	

学習内容のテーマ等を具体的に記入してください。

【記入例】

様式第3号（第9条関係）

令和8年度 学級生名簿

学級名称		● ▲ ◆ ■ 会		
No.	氏名	住所	電話	備考
1	常陸大宮 太郎	常陸大宮市中富町3135-6	52-1111	学級長
2	<p>学級生全員の氏名、住所等を記入してください。</p> <p>※記入していただいた個人情報、生涯学習学級関係以外には使用いたしません。</p>			
3				
4				
5				
6				
7				
8				副学級長
9				
10				
11				書記
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				

役職名等を記入してください。

常陸大宮市生涯学習学級開設要項

常陸大宮市生涯学習学級開設要項（内規）

令和8年3月教育長決裁

（趣旨）

第1条 この要項は、市内の団体、グループ等の学習意欲の向上と生涯学習の発展に資するため、常陸大宮市市民生涯学習学級（仮）（以下「学級」という。）の開設等に関し必要な事項を定めるものとする。

（開設の条件）

第2条 学級の開設は、1年度を単位とし、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 学級開設の対象は、市内に居住する概ね10人以上をもって構成するグループ、団体等（以下「グループ等」という。）とする。ただし、特定の種目習得のためのクラブ活動をする既存のグループ等が当該活動と同一内容で開設する場合を除く。
- （2） 自主的な学級運営が可能であること。
- （3） 年間6時間以上の学習時間を確保すること。また、同一内容の学習回数は原則年間2回までとし、特定した学習内容に偏らないこと。
- （4） 同一団体での継続しての開設は、3年を限度とする。
- （5） 他の団体から活動資金として、補助や助成を受けていないこと。

（開設の申込）

第3条 学級を開設しようとするグループ等の代表者は、毎年度中央公民館長が指定する日までに、学級開設申込書（様式第1号）を中央公民館長に提出しなければならない。

（開設の承認）

第4条 中央公民館長は、前条の申込があったときは、次に掲げる基準により審査し、適当であると認めるときは、速やかに開設の承認をし、学級開設承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- （1） 第2条に規定する開設条件の適否
- （2） 学習目的の適否
- （3） 学級運営の適否

（学級の名称）

第5条 学級を開設しようとするグループ等は、学級の名称を任意で定めるものとする。

(役員)

第6条 学級に次の役員を置く。

- (1) 学級長 1人
- (2) 副学級長 1人
- (3) 書記 若干名
- (4) その他必要に応じ、会計、幹事 若干名

2 役員は、学級生の互選により定める。

3 学級長は、学級を総理し、学級を代表する。

4 副学級長は、学級長を補佐し、学級長に事故あるとき又は学級長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 書記は、学級の庶務を担当する。

6 役員の任期は、学級開設期間とする。

(経費の処理)

第7条 学級に係る講師謝金等の経費については、市一般会計の予算の範囲内において中央公民館が処理するものとする。講師謝金の支払いについては、学習会1回につき講師1名、補助員1名までとする。

(助言及び指導)

第8条 学級の学習目的達成のため、必要に応じ中央公民館による助言及び指導を行うものとする。

(帳簿)

第9条 学級は、次に掲げる帳簿等を備え付け、整備しなければならない。

- (1) 学級生名簿(様式第3号)
- (2) 学級日誌(様式第4号)
- (3) 学級出席簿(様式第5号)

(報告)

第10条 学級は、開設年度の学習プログラム終了後、当該年度の学習内容の報告を学級開設終了報告書(様式第6号)に前条の帳簿等を添えて中央公民館長に報告しなければならない。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか学級に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

様式第3号(第9条関係)

年度 学級生名簿

学級名称				
No.	氏名	住 所	電話	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

第4号(第9条関係)

年度 学級日誌

学級名称			
開講日時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分		
場所			
講師等			
教材等			
出席人数	人	記録者	
学 習 内 容			

様式第6号(第10条関係)

学級開設終了報告書

年 月 日

常陸大宮市中央公民館長 様

(代表者)

住 所

氏 名

年度の常陸大宮市生涯学習学級を終了したので、下記のとおり報告いたします。

記

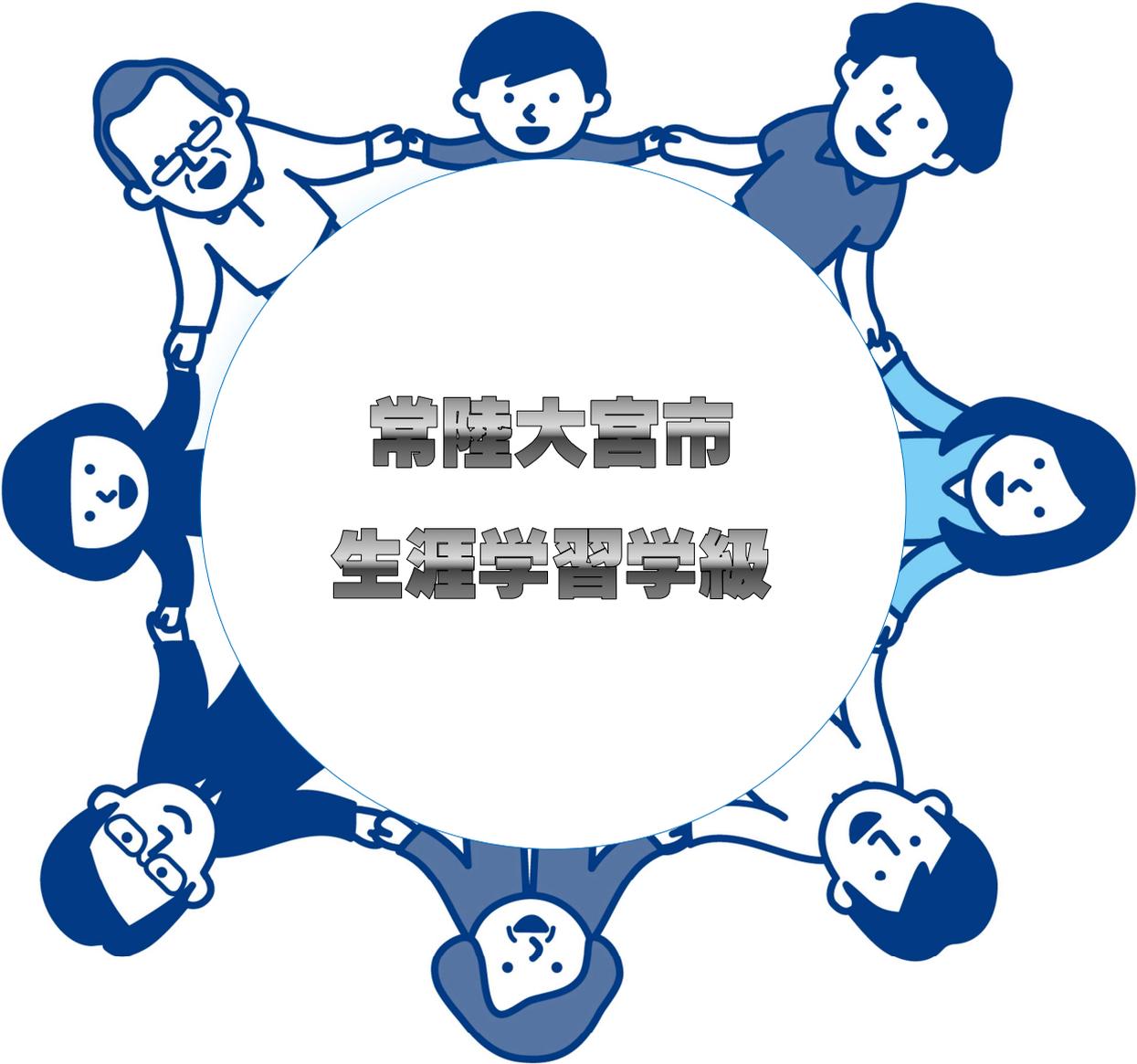
開 設 年 度	年度	学級名		
()年度 学習プログラム				
開講年月日	学習内容	学習時間	講師	場所
		時間		
計		時間		

(添付書類)

(1)学級生名簿(様式第3号)

(2)学級日誌(様式第4号)

(3)学級出席簿(様式第5号)



常陸大宮市
生涯学習学級